

# 手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組について

お客様各位

現在、金融界は全国銀行協会が策定した「手形・小切手の全面的な電子化に向けた自主行動計画」に基づき、「2026 年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標に掲げています。君津信用組合では、手形・小切手の電子化に向けた取組として下記の対応を実施しますのでお知らせいたします。

手形・小切手の電子化は、手続の簡素化、紛失・盗難リスクの回避、印紙代等のコスト削減など、支払側と受取側双方にさまざまなメリットがあります。この取組は、2026 年度末の手形・小切手の全面的な電子化に向けて、金融界・産業界が連携して進めている取組の一環であるため、お客様のご理解を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

## 記

### 1. 実施内容

取組内容	終了日	備考
手形・小切手の最終振出期限の設定	2026年9月30日(水)	最終振出期限を超過して振出された手形・小切手は当座預金からの支払いができません。
他行を支払地とする手形・小切手の入金扱いの終了	2026年9月30日(水)	他の金融機関を支払地とする手形・小切手について、店頭入金扱いの受付を終了します。

※2026 年 10 月 1 日以降に手形・小切手を受け取られた場合は、振出金融機関や振出人等に決済方法をご相談いただく必要がございます。

2. 君津信用組合では、手形・小切手に代わる決済方法として「インターネットバンキングサービス」による振込や、「でんさい(電子記録債権)」の利用をご案内しています。この機会にぜひ導入をご検討ください。

ご不明な点がございましたら、お取引店舗までお問い合わせください

以上



いつもずっとあなたのそばに

君津信用組合